

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 10 月 11 日(火) 第 8 3 3 6 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (575) (東部総合事務所農林局) 2
	指定居宅サービス事業所の廃止 (576) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業所の廃止 (577) (〃) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (578) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	開発行為に関する工事の完了 (579) (西部総合事務所生活環境局) 4
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (技術企画課) 4
	土地収用法による審理の開始 (〃) 5

告 示

鳥取県告示第575号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月11日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市浜坂字東浜1390-147

(2) 期間

平成23年11月1日から平成24年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕し、又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

鳥取県告示第576号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日

琴浦町 町長 山下一郎	東伯郡琴浦町大 字徳万591-2	琴浦町国民健康 保険直営赤碕診 療所	東伯郡琴浦町大 字赤碕1920-74	訪問看護、訪問 リハビリテーシ ョン、居宅療養 管理指導	平成18年3月 31日
----------------	---------------------	--------------------------	-----------------------	---------------------------------------	----------------

鳥取県告示第577号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
琴浦町 町長 山下一郎	東伯郡琴浦町 大字徳万591-2	琴浦町国民健康保険直営赤碕診療所	東伯郡琴浦町 大字赤碕1920-74	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成18年3月 31日

鳥取県告示第578号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら	米子市中島二丁目1-33	ぽかぽかサポート	米子市中島二丁目1-33	同行援護	平成23年10月 1日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町83-3	〃	〃
ケアタクシーあゆみ合同会社	西伯郡南部町天万429-7	ケアタクシーあゆみ合同会社指定訪問介護事業所	西伯郡南部町天万429-7	〃	〃

社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマトよなご	米子市東福原六丁目2-22	行動援護、同行援護	〃
-------------	----------------	------------------	---------------	-----------	---

鳥取県告示第579号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成23年10月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成23年2月4日 鳥取県指令第201000148671号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字川尻
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市新屋町2425-2
小川 博史、小川 純子

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年10月11日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成23年9月29日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					

鳥取市福部町 海士字高浜	889- 241	畑	畑	2,635	2,635.09	1,095.23	山根健一	鳥取市玄 好町111	なし	なし
-----------------	-------------	---	---	-------	----------	----------	------	---------------	----	----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成23年10月11日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 期日
平成23年10月18日（火）午後1時30分
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室
- 3 件名
一般国道9号改築工事（駈馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事